

モルガン・スタンレー 世界高金利通貨投信（毎月分配型）

2019年6月（第129期）決算の分配金の変更について

2019年6月

平素は「モルガン・スタンレー 世界高金利通貨投信（毎月分配型）」をご愛顧いただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、「モルガン・スタンレー 世界高金利通貨投信（毎月分配型）」は、第129期決算の分配金を30円から10円に変更いたしました。今回の分配金水準の変更については、昨今の投資環境や当ファンドの基準価額の水準、および今後お支払いする分配金の継続性等を総合的に判断して決定いたしました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

■分配金（1万口当たり、課税前）

ファンド	モルガン・スタンレー 世界高金利通貨投信 (毎月分配型)
第129期決算 分配金額	10円
(上記前回決算)	(30円)
決算日の基準価額	4,713円
決算日の基準価額（税引前分配金再投資）	9,369円
(上記前回決算)	9,361円
分配金額設定来累計	4,510円

- ・ 前回決算：2019年5月15日、設定日：2008年8月28日
- ・ 基準価額は信託報酬（年率1.026%（税抜0.95%））控除後の1万口あたりの値です。
- ・ 基準価額（税引前分配金再投資）は、分配金を非課税で再投資したと仮定して計算した基準価額です。従って、実際のファンドにおいては、課税条件によって受益者ごとに収益率は異なります。
- ・ 上記の分配金実績は、将来の分配金の水準を示唆あるいは保証するものではありません。

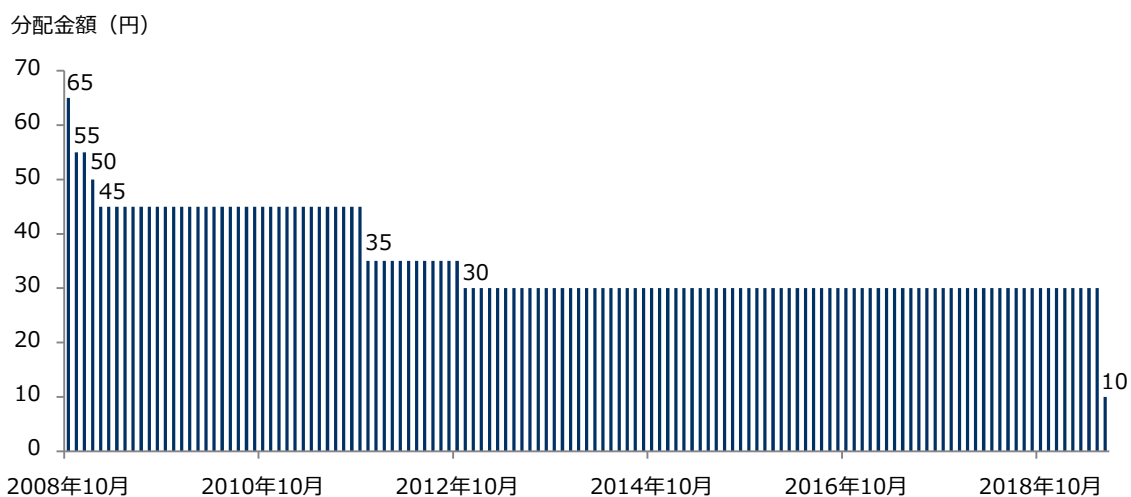
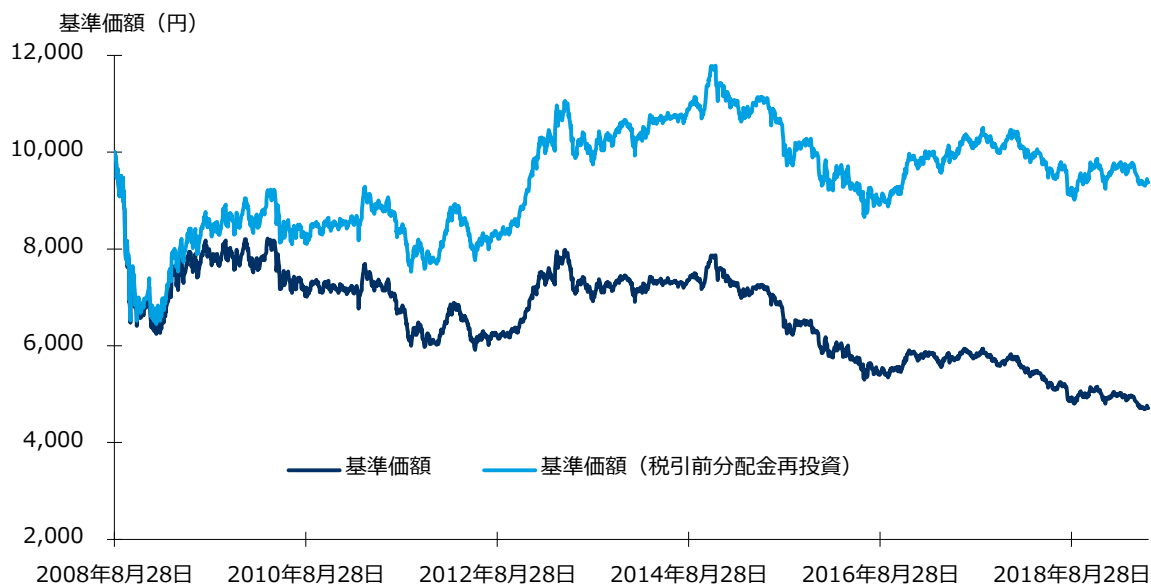
■分配金額変更の背景

世界的にインフレが加速する兆しは見られず、特に足元では米国での利上げ休止など先進国の主要中央銀行が再び金融緩和姿勢を強化し、グローバルに金利の上昇が抑制される中、クーポン等収入の水準が減少している状況となっています。また、為替市場においては、2019年に入り安定化の兆しが見られつつあるものの、2018年には米国の金利上昇に伴う新興国からの資金流出等の影響を受け、当ファンドの投資対象である高金利通貨が下落する局面がありました。

加えて、基準価額に対して払い出した分配金の比率が高いことが基準価額の回復が鈍い要因となりました。ファンドの当期および設定来の騰落率（税引前分配金再投資）は、それぞれ+0.08%、▲6.31%となった一方で、当期末（6月17日）のファンドの基準価額は4,713円（分配金控除後）となっています。

以上のような市場環境および、基準価額の水準、基準価額に対する分配金水準などを勘案し、第 129 期の分配金額を 10 円（1 万円当たり、課税前）とさせていただきます。

**設定来の基準価額と分配金額の推移
(2008年8月28日～2019年6月17日)**



- 基準価額は信託報酬（年率 1.026%（税抜 0.95%））控除後の 1 万円あたりの値です。
- 基準価額（税引前分配金再投資）は、分配金を非課税で再投資したと仮定して計算した基準価額です。従って、実際のファンドにおいては、課税条件によって受益者ごとに収益率は異なります。
- 分配金額は 1 万円当たり、課税前の値です。なお、2008 年 9 月の決算は無分配となります。

■今後の市場環境について

2019年の世界的な景気動向に関しては、2018年に比べると減速する方向にあると考えるものの、深刻な景気後退は避けられ、緩やかに景気が安定化することが想定されます。金融政策に関しては、景気やインフレが加速する兆候が見られない中、米国での利上げ休止など、主要中央銀行が金融緩和姿勢を強化していることを背景に、金利はこれまで以上に上昇しづらく、安定的に推移することが想定されます。特に、日本や欧州を中心に債券市場の金利水準が過去と比較して非常に低いことから、高金利通貨に対しては相対的に高い利回りを求めるような投資家からの資金フローが期待されます。

新興国に関しては、全般的に経済が回復局面にあり、一部の国においては構造改革の進展や、経済ファンダメンタルズのさらなる改善が期待されます。また、中長期的には、中間層、富裕層の拡大を通じた消費市場の成長が見込めることから、今後も相対的に高い経済成長が期待されます。新興国通貨のバリュエーションに関しては、概ね割安な水準であると考えています。加えて、米国での利上げ休止は、2018年の新興国金融市場の懸念要因であった米ドルの上昇を抑制することを通じて、新興国通貨のサポート要因になると考えられます。

当ファンドでは引き続き、中長期的な観点から経済ファンダメンタルズの見通しの良好な国・通貨へ投資すべく、市場動向に注視しながら運用を行ってまいります。

今後とも、「モルガン・スタンレー 世界高金利通貨投信（毎月分配型）」をご愛顧の程よろしくごお願い申し上げます。

モルガン・スタンレー 世界高金利通貨投信（毎月分配型）／（年2回決算型）

ファンドの特色

- 高金利で為替見通しが良好な、先進国と新興国の10通貨※¹に分散投資します。
 - 相対的に金利水準の高い世界各国（新興国を含みます。）の債券および短期金融商品等に、為替見通しを勘案して投資を行うことにより、安定した金利収入の獲得と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
 - 投資対象とする各通貨への配分は、均等とすることを基本とします。
 - 投資対象とする債券の残存期間は通常3年以下とし、ポートフォリオのデュレーション※²は原則として0～2年程度に維持することを基本とします。
 - 外貨建て資産については、原則として対円で為替ヘッジは行いません。

※1 投資対象通貨の見直し、入れ替えなどを行う場合に、10通貨とならないことがあります。

※2 デュレーションとは、金利が変動した場合、債券価格がどの程度変動するかを示す指標のことです。この数値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。

2. 「毎月分配型」と「年2回決算型」があります。

- 《安定分配》の「毎月分配型」※³、《資産成長性》の「年2回決算型」※⁴、どちらかを選択できます。
- 「毎月分配型」は毎月15日（休業日の場合は翌営業日）に、収益分配方針に基づいて分配を行います。なお、運用成績次第ではボーナス分配を行う場合があります（当面2月、8月を予定）。
- 「年2回決算型」は毎年2月15日および8月15日（休業日の場合は翌営業日）に、収益分配方針に基づいて分配を行います。

※3 原則として、利子・配当等収益等を中心に安定分配を行う方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移するなどを示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があるにご留意下さい。

※4 ※3同様、将来の分配金の支払いおよびその金額を保証するものではありません。

3. モルガン・スタンレーの2つの専任の運用チームが《先進国と新興国》を担当します。

- 先進国通貨部分、新興国通貨部分、それぞれ専任の運用チームが担当し、世界最大級の金融グループ「モルガン・スタンレー」がグローバル市場で培ったノウハウを最大限に活かして運用を行います。

ファンドの主なリスク

ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動もあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資信託は預貯金と異なり、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託財産に生じた利益および損失はすべて投資家の皆様に帰属します。また、投資信託は預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は投資者保護基金には加入しておりません。

ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「金利変動リスク」「信用リスク」「為替変動リスク」「カントリーリスク」等があります。詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

お申込みメモ

設定日	2008年8月28日（木）
信託期間	2023年8月15日まで
決算・分配	【毎月分配型】原則として毎月15日（休業日の場合は翌営業日）。 【年2回決算型】原則として毎年2月15日および8月15日（休業日の場合は翌営業日）。 各決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配を行わないこともあります。
申込日	原則として、販売会社の毎営業日に受付です。ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日に該当する日は、お申込みの受付は行いません。
購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。
購入価額	ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額（ご購入代金は、原則としてご購入申込受付日から起算して6営業日目までに販売会社にお支払いいただきます）。
換金価額	ご換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金の支払	原則としてご換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社にてお支払いいたします。
課税関係	原則として、収益分配時の普通分配金、換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。税法が改正された場合等にはその内容が変更になる場合があります。詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの費用

当ファンドのご購入時や保有期間中には、以下の費用がかかります。	
■直接ご負担いただく費用	
購入時手数料	ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める3.24%*（税抜3.00%）以内の率を乗じて得た額とします。 ※購入時手数料は、販売会社によるファンドおよび関連する投資環境の説明ならびに情報提供、ファンドの募集・取扱い事務等の対価です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 *2019年10月1日以降消費税率が10%となった場合は、3.3%となります。
信託財産留保額	ご換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.15%の率を乗じて得た額とします。
■間接的にご負担いただく費用	
運用管理費用（信託報酬）	ファンドの日々の純資産総額に年1.026%*（税抜0.95%）の率を乗じて得た額とします。 *2019年10月1日以降消費税率が10%となった場合は、年1.045%となります。
その他の費用・手数料	信託事務等の諸費用、組入有価証券を売買する際に生じる取引費用、監査法人等に支払うファンドの監査費用、運用報告書等法定書類の作成費用等が保有期間中その都度かかります。（これらの費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。）
直接および間接的にご負担いただく費用の合計額は、運用状況、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「手続・手数料等」をご覧ください。	

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

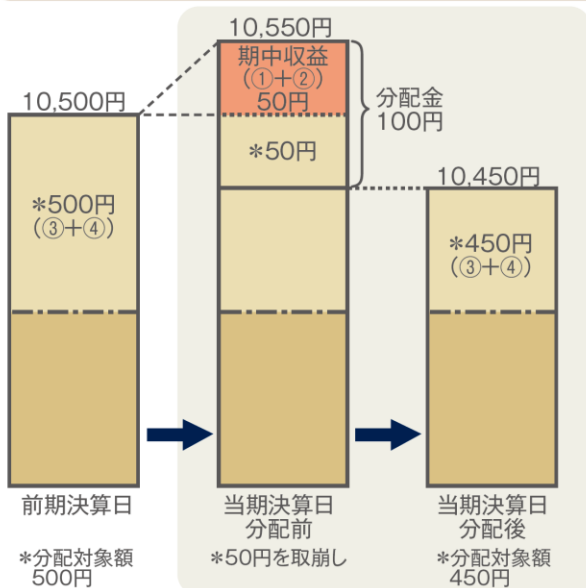
投資信託で分配金が支払われるイメージ



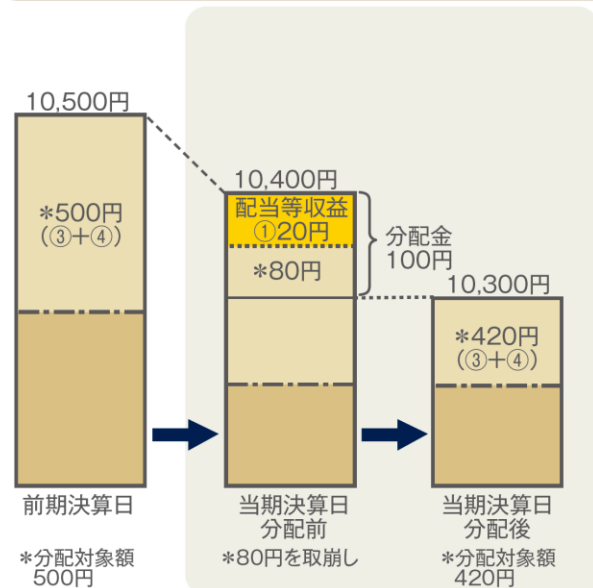
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合

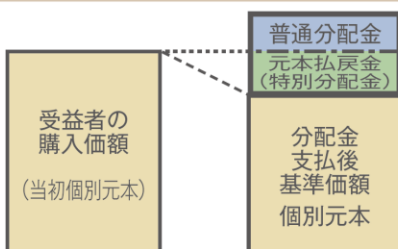


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

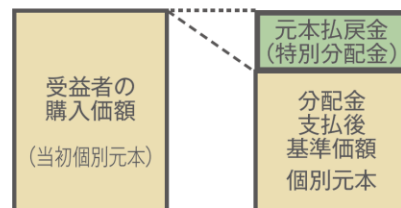
- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)の「税金」をご参照ください。

重要事項

- 当資料はモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントが作成した情報提供資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。
- 当資料は、特定銘柄および債券市場等全般の推奨や、債券等の上昇または下落を示唆するものではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
- 当資料に示された記述内容、数値、図表等は、当資料作成時点のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。なお、当資料中のいかなる内容も、将来の投資収益を示唆ないし保証するものではありません。
- ファンドは、元本が保証されているものではありません。ファンドの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。
- ご購入のお申込にあたっては、販売会社よりお渡しします投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認の上、ご自身でご判断ください。

お申込み・投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は

野村證券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号
加入協会: 日本証券業協会/一般社団法人日本投資顧問業協会/一般社団法人金融先物取引業協会/
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第180号
加入協会: 日本証券業協会/一般社団法人日本投資顧問業協会

設定・運用は

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

商号: モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第410号
加入協会: 日本証券業協会/一般社団法人投資信託協会/一般社団法人日本投資顧問業協会/
一般社団法人第二種金融商品取引業協会